

令和3年度（2021年度）

豊中市伊丹市クリーンランド内部統制評価報告書

豊中市伊丹市クリーンランド管理者長内繁樹は、地方自治法第160条において準用する同法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊中市伊丹市クリーンランド管理者長内繁樹は、豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、クリーンランドにおいては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年（2019年）3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「豊中市伊丹市クリーンランド内部統制基本方針」（令和3年（2021年）3月25日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

クリーンランドにおいては、令和3年度（2021年度）を評価対象期間とし、令和4年（2022年）3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、クリーンランドの財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び運用されていると判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。